

佐久市観光協会規則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、佐久市観光協会と称し、事務所を佐久市経済部観光交流推進課内に置く。

第 2 条 本会は、観光事業の総合的振興を図り、佐久市発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、下記事業を行う。

- (1) 観光に関する調査研究
- (2) 観光事業の指導育成及び啓蒙
- (3) 内・外観光客の誘致及びこれに関する諸事業
- (4) 観光資源の開発及び保護
- (5) 観光行事の実施及び後援
- (6) 観光施設の改善・補修
- (7) 史跡・名所の保全
- (8) 特産品・土産品の改善と紹介宣伝
- (9) 観光に関する印刷物の作成及び出版
- (10) その他本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

第 4 条 本会は、本会の趣旨に賛同する団体及び個人をもって組織する。ただし、公共団体の代表者等総会で推薦した者は特別会員となることができる。

第 5 条 会員は、総会の定めたところにより、会費を納入しなければならない。ただし、特別会員は除く。

第 6 条 入会及び脱退は、理事会の承認による。

第 7 条 会員で本会の体面を汚したり、規約に違反したものは理事会の議決を経て除名することができる。

第 3 章 役員及び職員

第 8 条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|-----|--|
| 会 長 | 1 名 | |
| 副会長 | 若干名 | |
| 会 計 | 1 名 | 常務理事がこれにあたる。 |
| 理 事 | 若干名 | 理事の内常任理事として各支部代表がこれにあたる。また
1名は常務理事とし佐久市経済部長がこれにあたる。 |
| 監 事 | 2 名 | |

- 第 9 条 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
 - 3 会計は、現金・物品の出納を処理する。
 - 4 理事は理事会を構成し会務を総理する。会長、副会長共に事故あるときは常務理事がこの職務を代理する。
 - 5 監事は会計を監査する。

- 第 10 条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は総会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

- 第 11 条 役員任期は 2 年とする。但し再選を妨げない。
- 2 補欠により選出された役員任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は任期満了後であっても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。

- 第 12 条 本会に支部を置くことができる。
- 2 支部会員は会員をもってこれにあたる。

- 第 13 条 本会に次の職員を置き会長がこれを任免する。
- | | | |
|-----|-----|----------------------|
| 局 長 | 1 名 | (観光交流推進課長) |
| 係 長 | 3 名 | (交流推進係長・観光係長・観光施設係長) |
| 主 任 | 若干名 | (観光交流推進課職員全員) |
- 局長は会長の命を受けて会務を掌理し、係長及び主任は会務に従事する。

- 第 14 条 役員選出は総会において会員中から選出する。理事は佐久市議会代表（経済建設委員長）理事及び支部代表理事、組織代表理事とし、支部代表理事は会員 50 名につき理事 1 名を選出する。
- 2 組織代表理事は、商工関係代表・旅館組合関係代表・料飲組合関係代表・酒店関係代表・観光土産品店関係代表・交通運輸関係代表・旅行代理店関係代表・ゴルフ場関係代表・建設関係代表・農林漁業関係代表・金融関係代表などから選出する。
 - 3 会長、副会長は理事の中から選任する。
 - 4 監事は会員の中から選任する。

第 4 章 会 議

- 第 15 条 会議は総会、理事会、常任理事会とする。

- 第 16 条 総会は定期総会及び臨時総会とし、臨時総会は必要により会員の 2 分の 1 以上の要求により会長が招集する。

- 第 17 条 総会では次の事項を附議する。
- (1) 会則の改廃
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算及び収支決算の承認
 - (4) その他本会の運営に関する重要な事項

第18条 理事会は執行機関で必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は会長が議長となる。

第19条 理事会は次の事項を評議する。

- (1) 総会に附議する事項
- (2) 常任理事会から附議された事項
- (3) その他本会の運営に関する事項

2 理事会が評議決定し、執行した事項は総会に報告しなければならない。

第20条 常任理事会は、当面の必要問題の処理に関する事項等について協議する。

第 5 章 会 計

第21条 本会の経費は会費・補助金・寄附金・その他の収入をあてる。

第22条 会費は団体会費と個人会費とする。

2 個人会費は1口年額1,000円とし、加入口数は5口以上とする。

3 団体会費は1口年額1,000円とし、加入口数は10口以上とする。

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第 6 章 支 部

第24条 支部に関する規定は、本会規則に準じて支部の実情に応じて定めるものとする。

2 支部の経費は、本会から交付金として定めた率によって配分した金額及びその他の収入をもって充てる。

第 7 章 附 則

1 本会則に定めるもののほか、必要な事項は理事会において別に定める。

2 この会則は、平成17年4月1日から施行する。

平成18年 5月26日 一部改正

平成23年 5月26日 一部改正